

霧島市コロナ対策商品券換金等事業取扱要領

令和2年8月

1 発行目的

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ市内の消費需要を喚起・下支えすることを目的とし、プレミアム付商品券を発行する。

2 事業概要

- (1) 名 称 霧島市コロナ対策商品券
 - (2) 発 行 元 霧島市
 - (3) 発 行 額 総額12億円(見込み)
 - (4) 発 行 内 容 総数100,000冊(額面1,000円×12枚綴り)(見込み)
※1冊12枚のうち、5枚は大規模店舗では使用できない。残り7枚は加盟全店舗で使用可能。
 - (5) 販 売 価 格 1冊10,000円で販売(券面額12,000円)
 - (6) 購 入 限 度 額 1人50,000円(5冊、券面額60,000円)
 - (7) 引換券申込期間 令和2年8月18日(火)～令和2年9月17日(木)
 - (8) 券 販 売 期 間 令和2年10月1日(木)～令和2年10月30日(金)
 - (9) 販 売 場 所 ①国分シビックセンター
令和2年10月1日(木)～10月9日(金)午前9時～午後4時
(期間中の土曜、日曜も販売する。)
②霧島商工会議所
令和2年10月12日(月)～10月30日(金)午前9時～午後4時
(販売は月曜～金曜、ただし、17日(土)と18日(日)は販売日とする。)
③霧島市商工会隼人本所及び溝辺、横川、牧園、霧島、福山の各支所
令和2年10月1日(木)～10月30日(金)午前9時～午後4時
(販売は月曜～金曜、ただし、商工会隼人本所においては10日(土)と11日(日)は販売日とする。)
- (10) 券 使 用 期 間 令和2年10月1日(木)～令和3年3月31日(水)
 - (11) 券 換 金 期 間 令和2年10月14日(水)～令和3年8月18日(水)
毎週水曜日、ただし令和2年12月30日(水)及び令和3年5月5日(水)を除く。

(12)購入対象者 引換券申込時に霧島市に住民登録をしている者

3 商品券取扱厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能とする。
- (2) 商品券を現金に換金することはできない。
- (3) 商品券の券面額未満の利用であっても、つり銭を出すことはできない。
- (4) 不足分は現金等で受け取ること。
- (5) 店舗で独自に商品券の使用対象外となる商品等を定める場合は、あらかじめ消費者に認識できるように、その旨を明示すること。
- (6) 使用期間を過ぎた商品券は受け取らないこと。

4 商品券の利用対象とならないもの

- (1) 現金との換金、金融機関の預け入れ
- (2) 出資や債務、公共料金等の支払(税金、公共料金、振込手数料等)
- (3) 他の商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (4) 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料金等の不動産に関わる支払
- (5) たばこの購入
- (6) 事業上の取引(商品の仕入れ等)
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

5 特定事業者(取扱店)申込資格

霧島市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、霧島市内の店舗等に限り商品券を利用可能とすることができるもの。但し、次の事業者を除く。

- (1) 風営法第2条第5項に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体・反社会的勢力と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 上記4「商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引又は商品のみ取り扱う事業者

6 特定事業者(取扱店)の責務

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、告知ツール(ポスターやのぼり旗)を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (3) 商品券を受け取るときは、「模造品のチェックポイント」を参照に、偽造された商

品券でないかどうかを確認し、偽造が疑われる場合には、受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに、発行元に報告すること。偽造された商品券は換金できない。

- (4) 商品券を受け取った時は、他店での使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を記入し、既に取扱店の記入がある場合は、受け取りを拒否すること。
- (5) 受け取った商品券の保管及び管理には十分注意することとし、紛失や盗難等による損失については取扱店の責務とする。

7 特定事業者(取扱店)申込について

(1) 申込方法

霧島市コロナ対策商品券換金等事業取扱要領の内容に同意の上、「霧島市コロナ対策商品券取扱店申込書及びのぼり旗発注書」に必要事項を記入し、霧島商工会議所、霧島市商工会(隼人本所、溝辺支所、福山支所、牧園支所、横川支所、霧島支所)に FAX、郵送又は持参する。

(2) 締切日

令和2年9月4日(金)まで

※締切日以降も受け付けるが、「霧島市コロナ対策商品券取扱店名簿」等、利用者向けチラシへの掲載はできない。市作成のホームページ上に最新状態の加盟店名簿を随時掲載する。

(3) その他

- ① 市内に複数店舗ある場合は、それぞれの店舗ごとに申し込みをすること。
- ② 9月中旬に取扱店向け説明会を実施予定。その際、申し込みのあったのぼり旗を代金と引き換えに配布する。

8 商品券の換金

(1) 換金方法

- ① 換金先は、取扱店登録を行った霧島商工会議所、霧島市商工会の各事務局において行う。
- ② 原則換金日の前々日にあたる月曜日午後3時までに、「霧島市コロナ対策商品券換金依頼書」に、事業所名、枚数、金額を記入し、事務局へ FAX で提出すること。
- ③ 水曜日午前10時以降に、換金依頼書と商品券を持参し、事務局にて枚数確認後、換金を行う。
- ④ 霧島商工会議所は換金額10万円までは現金で、それ以上は銀行小切手にて支払う。

霧島市商工会隼人本所は全て小切手にて支払う。

霧島市商工会各支所は全て現金で支払う。

⑤ 換金手数料はかからない。

(2) 換金期間

毎週水曜日 令和2年10月14日(水)～令和3年8月18日(水)まで

ただし、令和2年12月30日(水)及び令和3年5月5日(水)を除く。

※期間を過ぎた場合の換金には一切応じることはできない。

9 その他

(1)「霧島市コロナ対策商品券換金等事業取扱要領」に記載されていない事項に関しては、必要に応じ協議して定める。

(2)霧島市出産祝商品券の換金業務について

ア この要領中、「2 事業概要の(11)」及び「3 商品券取扱厳守事項」から「9 その他」までの規定は、霧島市出産祝商品券の換金等業務に準用する。

イ この場合において、要領中「霧島市コロナ対策商品券」とあるのは、「霧島市出産祝商品券」と読み替えるものとする。

【問い合わせ先】

○霧島市 商工観光部 商工振興課	TEL0995-64-0912	fax0995-64-0958
○霧島商工会議所	TEL0995-45-0313	fax0995-45-5662
○霧島市商工会 隼人本所	TEL0995-42-2128	fax0995-42-2129
○霧島市商工会 溝辺支所	TEL0995-59-2358	fax0995-59-2974
○霧島市商工会 福山支所	TEL0995-56-2333	fax0995-56-2925
○霧島市商工会 牧園支所	TEL0995-76-0150	fax0995-76-1988
○霧島市商工会 横川支所	TEL0995-72-0113	fax0995-72-1360
○霧島市商工会 霧島支所	TEL0995-57-0121	fax0995-57-0167